

御坊商工会議所ニュース

発行所
御坊商工会議所

電話 (0738) 22-1008 (代)
FAX (0738) 23-1245
Eメール: info@gobo-cci.or.jp

確定申告は早くお早めに!

確定申告の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです

税金には所得税・消費税込・固定資産税等さまざまな種類がありますが、私たちにこれらを納付する義務があります。この中で、所得税の確定申告については毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得を計算し、申告・納税しなければなりません。この手続きを確定申告と言います。確定申告では1年間に得た所得を計算し、納税額を確定させますが、あらかじめ源泉徴収という形で税金を徴収されている場合や、予定納税という形で税金を前払いしている場合もあります。従って、確定申告は税金を計算し払った税金との精算の手続きという意味合いもあります。

次のような場合は、確定申告が必要です。

■一般の方の場合

①事業所得、不動産所得、給与所得、配当所得、一時所得又は雑所得などがある方は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超える場合は、申告が必要です。

■給与所得の方

①給与収入が二千万円

を超える場合。

②不動産収入や配当収入、年金収入などの副収入がある場合で、その副収入に対する所得が二十万円を超える場合。

③二つ以上の会社より、給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が二十万円を超える場合。

④医療費控除や雑損控除、住宅取得等特別控除などを受ける場合。

【気をつけたい改正事項(一部抜粋)】

(1)基礎控除

基礎控除については、令和2年分の所得税から控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできません。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられています。

(2)青色申告特別控除

令和2年分の所得税から取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前・65万円)に引き下げるとともに、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とするものとされています。

①その年分の事業に係

る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

(3)医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類

令和3年分の所得税から次の措置が講じられました。

①医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする。

(イ)審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)の医療費の額等を通知する書類(当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面での国税庁長官が定める一定のものを含む。)

(ロ)医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記

最寄りの税務署への来場を検討されている方へ

【感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください】

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。
- ◆申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】

- ◆会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。
- ◆入場整理券は各会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ◆入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます(令和4年2月16日掲載開始予定)。

※税務署へお越しの際は、入場時の検温・マスク着用・手指消毒・少人数での来場などのご協力をお願いします。

録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のもの

②電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができるとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする。

(イ)医療保険者の医療費の額等を通知する書類

(ロ)審査支払機関の医療費の額等を通知する書類

(4)税務関係書類における押印義務

提出者等の押印をしなければならぬこととされている税務関係書類において、原則として、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられました。

詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/>

環境対応商品 食品容器と包装

株式会社オリロク
ORIROKU

御坊市湯川町財部 836-3
TEL.0738(24)1261(日・祝日休み)
営業時間/ AM8:30~PM6:00

電気工事・消防施設工事・設計施工

ISO 9001
MSA MSA-QS-3058
JAB MS CM024

伸和電設株式会社

代表取締役 谷本 聖和

本社 御坊市湯川町丸山814-1
TEL 0738-23-2460 FAX 0738-23-3329

たにもと歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:30~13:00	○	○	○	○	○	○	-
15:00~19:00	○	○	○	-	○	-	-

※休診日: 日曜・祝日
※最終受付は診療終了30分前

〒644-0002
和歌山県御坊市藪266-15
TEL: (0738) 52-7385
FAX: (0738) 52-7386

確定申告期に多い お問い合わせ事項のQ&A

(一部抜粋)

Q. 電子申告の利用方法
続及び利用方法を教えてください。

A. e-Tax (国税電子申告・納税システム)は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などは、「確定申告書作成コーナー」で作成することができ

ます。「確定申告書作成コーナー」を利用して、画面案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。作成した申告書等はe-Taxにより送信するか印刷して郵送などにより提出できます。また、「確定申告書等作成



コーナー」で申告書を作成してe-Taxで申告書を送信する場合、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができるようになります。

「マイナンバーカード方式」とは、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用してe-Taxを行う方法です。また、ICカードリーダーライターの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォンもご利用

できます。「ID・パスワード方式」とは、税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行された、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax

用のID・パスワードを利用して、「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを行う方法です。なお、マイナンバーカード及びICカードリーダーライターは不要です。スマートフォンやタブレット端末から送信することも可能です。

Q. 確定申告の内容が間違っていた場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A. 確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出してください。また、確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、次のような手続きで申告した内容を訂正

します。(1)税額を実際より多く申告していたとき

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができ

ます。「更正の請求書」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。更正の請求書が提出され

れば、()が行われ、納め過ぎの税金が還付されます。

(2)税額を実際より少なく申告していたとき

確定申告書を出した後に、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告をする場合は、修正申告書の用紙に、必要事項を記入して所轄税務署長に提出してください。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

税がかかる場合があります。修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を出した日(納期限)までに納めてください。この納付する税額には、法定納期限(令和3年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税は令和4年3月15日(火)、消費税及び地方消費税は令和4年3月31日(木))の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかりますので、併せて納付してください。

Q. 消費税及び地方消費税の申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 令和3年分の消費税及び地方消費税の確定申告をする必要がある方は、次のとおりです。(1)基準期間(令和元年分)の課税売上高が1,000万円を超える方

(2)基準期間(令和元年分)の課税売上高が1,000万円以下で令和2年12月末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

の期間)の課税売上高が1,000万円を超える方

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※上記に該当する方は、令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても申告する必要がありますので、ご注意ください。

詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/>

あなたの経営課題を一緒に解決しませんか！

御坊商工会議所では、専門指導員(社会保険労務士)を配置した出張相談室を設置し、就業規則作成変更、賃金・助成金等労務管理全般など、中小企業の労働面の相談等にワン・ストップで対応しています。お気軽にお申込み下さい。

日時 令和4年2月18日(金)
午後1時~午後5時

場所 御坊商工会館 3階会議室

専門家 社会保険労務士 笹野 千賀子 氏

※また、個別訪問も行っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。
ご予約・お問合せ先 御坊商工会議所 TEL22-1008まで



こもりが行く

経営指導員

事業所訪問

突撃!
インタビュー!!



御坊には色々なシゴトがあるけれど、その実態がよくわからない。やりがいや本音、現場の空気がもっと知りたい! そんな思いに応えてさまざまなシゴトを突撃インタビュー!

●今月の突撃・ターゲット

「あなたのフィッシングライフをより豊かに!」

みのしま屋支店

店長 宮本 賢一 さん

当商工会議所職員の小森祥巳が会員事業所への突撃インタビューをして、「商売人の声」をお届けいたします。

今月の訪問は本町四丁目にお店を構える「みのしま屋支店」。バラエティーに富んだ釣り道具が所狭しと並び店内にて笑顔で迎えてくれた店長の宮本賢一さんに早速、突撃インタビュー!!

みのしま屋支店は、賢一さんの祖父である好雄(よしお)さんが昭和25年頃に中町二丁目に創業したのが始まりです。創業当時は『箕島屋』という名前で営業しており、昭和43年頃には現在の場所に2店目となる『みのしま屋支店』を開業したそうです。

箕島といえば、有田市の箕島を思い浮かべてしまいがちですが、名前の由来を尋ねてみたところ「名前は祖父が決めたのですが、最初は祖父の出身地でもある有田市宮原町から宮原屋を始めようとしたそうです。しかし、呼び方のゴロが悪いという理由で、その話はなくなりました。そうして、別の名前を考えるのに悩んでいたところ、隣町に箕島があるな。と思い、店名を箕島屋に決めたそうです」と笑いながら話してくれました。

賢一さんは、地元の高専を卒業したのち大阪で数年間勤めていましたが、25歳のときに地元に戻ってきてからは、お店の手伝いをするようになりました。そんな中、賢一さん自身も釣りの魅力を知り、40年以上この業界に携わってきました。「釣り道具の種類を見ても分かるように、この世界に一度ハマってしまうと、どんどんのめり込んで、色々な道具を試したくなっていきます」と賢一さん。インタビュー中にも、釣り好きの熱い人たちが釣り道具を求めて来店していました。

最後にこの時期の旬な魚を尋ねてみると「磯釣りなら2月、3月にかけてのこの時期はグレ(メジナ)が旬で、脂の乗った大きなグレが釣れます。当店でもグレを釣るのに適した道具を取り扱っていますので、ぜひお立ち寄りください」と話してくれました。

道具を揃えて、海に行き、魚を釣っては、捌いて食す。自然に触れながら楽しむことができるのが釣りの魅力の一つだと思います。少しでも釣りに興味のある方は「みのしま屋支店」を訪ねてみてはいかがでしょうか? 釣り好きだけどちょっと照れ屋な店長があなたの来店を待っています。



所在地 和歌山県御坊市菌120-8
TEL 0738-22-0583
時間 7:30~19:00
定休日 火曜日

※新型コロナウイルス感染拡大予防対策として3密を避けて営業しています。

御坊商工会議所青年部 情報通信

日本商工会議所青年部
令和4年度第3回役員予定者会議をWEB会議にて開催！

1月21日(金)に日本商工会議所青年部の令和4年度第3回役員予定者会議を開催しました。今回の会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ZOOMを利用したオンライン会議となりました。

御坊商工会議所青年部からは次年度の代表理事を務める1名が参加し、WEBカメラを通じて日本全国から集まった青年部員達と次年度に向けて意見交換を図りました。



和歌山商工会議所青年部
15周年記念式典および記念シンポジウムに参加！

1月22日(土)に和歌山城ホールにて和歌山商工会議所青年部15周年記念シンポジウムが開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ZOOMを利用したオンライン開催となりました。

御坊商工会議所青年部からは1名が記念式典および記念シンポジウムに参加。同じ和歌山県で地域貢献のために尽力する仲間達の輝かしい節目の年を祝いました。



経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間
2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象
①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。
① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額
中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。
給付額 基準期間*1の売上高-対象月の売上高×5か月分

*1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高*2 1億円以下	年間売上高*2 1億円超～5億円以下	年間売上高*2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*2 基準月を含む事業年度の年間売上高

詳細は下記ホームページをご確認ください。

相談窓口
電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。
0120-789-140
(携帯電話からもつながります)
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。
IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)

ホームページ
事業復活支援金 検索
<https://jigyoku-fukukatsu.go.jp/>

人がつながらる組織をつくる 「未来を切り開くリーダーシップ」

私たちはこれからどんな未来を経験するのでしょうか。AIなどの技術の進化が仕事の仕方、人の役割を変え、脱炭素社会に向けてビジネスの転換を迫られる企業も増えていく。この中で働く人たちの価値観も働き方も多様化し、ライフを起点に人が組織を選ぶ時代になっていく。こんな未来に踏み出すため

に、リーダー、あるいはリーダーシップはどのような革新を求められるのでしょうか。「変化の時代だからこそ強いリーダーが必要だ」「自らの強い意志で、思い切った決断ができるリーダーにならなければ、大きな転換はできない」確かにこうした経営のリーダーシップがこれまで以上に求められるとき

だとも思います。一方で、未来を洞察することも、多様化する価値観と向き合うことも、一人で抱えるにはあまりに難題だと思っているリーダーも多いと思います。まさに強いリーダーが方向を示して、自らが先頭に立ち、指示をメ

ンバーをけん引するという、これまで教えられてきたリーダー像で

良いのか。こんな風に悩んでいる人も多いのではないのでしょうか。これまでリーダーシップ論の世界では、カリスマ型リーダーやサーバントリーダーシップなど、さまざまな理論が提示されてきました。ただ、これらは、リーダーからメンバーにどのように働きかけるのか、外部への影響力の行使の仕方、スタイルを論じるものでした。

ところが、リーダーという役割を担うという前に、リーダー自身の人としての在り方が

大事だという議論が出てきました。オーセンティック・リーダーシップという理論です。オーセンティックとは、ありのまま、本物のという意味です。リーダーという役割のよいを着るのではなく、自分自身の本来性とながら、自然な振る舞いの中で自分らしく人と向き合える存在になる。自分だけでなく、共に働く仲間たちも同じように、偽らない自分を自然に出し、良さを認め合い、互いの力を引き出し合う関係になっていく。その中

の思いを重ね、そこに正しいと思う世界を自らも実践し、共に作り上げていく。リーダーも同じ人間。迷っていることがあれば、周囲を頼ればよい。大切なのは、みんなでもより良い方向に進もうとする思いと姿勢を貫けるか。そこが真の信頼をつくることのできるかどうかということだといえる。

若い人たちが求めてるリーダー像を聞くとき、まさにこんなリーダー像と一致します。ビジネスも働き方も会社

換を迎える時代。誰も何が正解かだなんて分からない。だからこそ、それを一緒につくっていくという姿勢と向き合い方が大切になるのではないのでしょうか。気付くと、みんながリーダーになつていく、みんながリーダーシップをつないでいく。こんな組織が未来を切り開くのだと思います。

ジェイフィール
代表取締役
高橋 克徳

事業所のPRしませんか？

御坊商工会議所では毎月定例常議員会を開催しています。現在、定例常議員会で自社のPRをしていただける方を募集しています。この機会にPRしてみませんか？

定例常議員会
時間 10:30～(1時間程度の会議です)
場所 御坊商工会館
PR時間 約20分程度
※会議の後半に発表していただきます。

問合せ先 御坊商工会議所 22-1008

ご興味のある方は是非一度お問い合わせ下さい。

知っておきたい会社の労務管理

入社時のチェックポイント

1 労働契約は書面で取り交わしましょう

労働契約を締結または更新をするときは、賃金や勤務時間などの労働条件を書面の交付により明示しなければなりません。契約後のトラブルを防ぐためにも、書面で明示しましょう。

労働契約の基本ルール

労働契約を締結または変更する場合には、会社と従業員の合意によることが原則となります。労働契約の内容について、きちんと説明をして、従業員の理解を深め、あとでトラブルにならないよう、書面で確認するなど、契約内容をはっきりさせておくことが大切です。

2 試用期間を設ける場合

(1) 試用期間 試用期間とは、採用後に実際に一定期間、業務についてもらい、勤務成績、勤務態度、能力、健康状態などが会社の求める水準に達しているかを確認して、本採用するかどうかを判断する期間をいいます。

3 有給休暇

有給休暇は、正社員やパート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、要件を満たせば、誰にでも発生します。(1) 有給休暇の発生要件

有給休暇は次の①、②の要件を満たせば、会社の承認がなくても、当然に権利が発生します。

- ① 6ヶ月間以上継続勤務していること
② その間の全勤務日の8割以上出勤していること

(2) 取得日数

Table with 2 columns: 勤続年数, 付与日数. Rows: 0.5年(10日), 1.5年(11日), 2.5年(12日), 3.5年(14日), 4.5年(16日), 5.5年(18日), 6.5年以上(20日)

(3) 年5日の取得

有給休暇が10日以上付与される従業員には、年5日の有給休暇を取得させることが会社側の義務となります。また、会社は、従業員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

4 休憩時間を与えましょう

勤務時間の長さによって、与える必要のある休憩時間が異なります。

Table with 2 main columns: 所定労働日数, 勤続年数. Sub-columns for 1年間, 0.5年, 1.5年, 2.5年, 3.5年, 4.5年, 5.5年, 6.5年以上. Rows: 週5日以上, 4日, 3日, 2日, 1日

1 週間の所定労働時間が30時間未満の人

1週間の所定労働時間が30時間未満の人

2 解雇の手続

解雇をする場合には、少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払が必要となります。

3 解雇できない期間

解雇できない期間(解雇制限期間)があります。天変事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合は除きます。

4 有期労働契約の場合

有期労働契約は、その期間、従業員が「働くこと」、会社が「賃金を支払うこと」を双方で約束しているため、やむを得ない相当の事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、その従業員を解雇することができません。

協会けんぽ加入の事業主・加入者の皆様へお知らせ

◆協会けんぽより制度改正のご案内◆

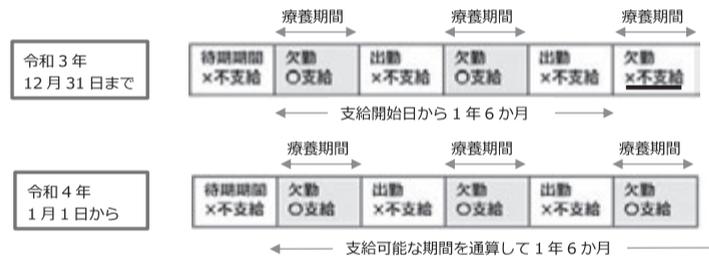
令和4年1月1日から「任意継続被保険者」と「傷病手当金」に関する制度が改正されました。

1. 任意継続被保険者

資格喪失事由に、「任意継続被保険者でなくなりたい」と追加されます。この申出を行うことで、申出が受理された翌月1日に資格喪失します。

2. 傷病手当金

同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」に変更されます。令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象です。



◆健康保険証の回収・返却について◆

在職時の保険証が使えるのは退職日までです

従業員の退職の際には、扶養家族の保険証も合わせて回収のうえ、資格喪失届に添付して返却いただきますようお願いいたします。なお、電子申請の場合は、広域事務センターまたは管轄の年金事務所に、保険証を郵送してください。

※資格喪失日(退職日の翌日)以降に誤って在職時の保険証を使われた場合は、総医療費の7~8割を返還いただくことになります。



全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階 tel 073-421-3012 (業務グループ)

紀州新聞は購読料(1ヵ月) 1,600円(税込) 紀州新聞社 ☎22-2536(代)

白蟻駆除 防蟻防虫処理 (有)紀南白蟻駆除社 御坊市名屋町1丁目11-4 ☎0738-22-2753

有限会社 樽の味 〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 3597 TEL0738-23-2156 (平日 9:00 ~ 17:30)